

建設経済常任委員会

令和4年6月3日（金曜日）午前10時50分開会

出席委員（8名）

委員長 田村正宏
委員 堤正明
委員 齊藤誠之
委員 松田寛人

副委員長 益子丈弘
委員 室井孝幸
委員 平山武
委員 眞壁俊郎

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 室井理恵

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 6月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) 行政視察について
 - (3) 管内所管事務調査について
3. その他
4. 閉 会

開会 午前10時50分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 それでは、定刻前ですけれども、おそろいですので、ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

協議事項は次第のとおりです。

委員各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。



◎協議事項

○田村委員長 それでは、次第2、協議事項に入ります。

(1)6月定例会議における委員会の運営についてであります。

初めに、6月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○室井書記 (6月定例会議における議会の運営について説明。)

○田村委員長 説明が終わりました。

何か質問、御意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようであれば、6月定例会議における委員会の付託議案審査の運営については、次第(案)のとおり審査を行うことで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないようなので、付託議案の審査日程及び審査順は次第(案)のとおりといたします。

続いて、次第(2)行政視察についてを議題といた

します。(説明。)

○田村委員長 次に、次第(3)、管内所管事務調査についてを議題といたします。(説明。)



◎その他

○田村委員長 それでは、3、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何かありますか。

○室井書記 ありません。



◎閉会の宣告

○田村委員長 では以上をもちまして、本日の建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時12分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和4年6月14日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長	田村正宏	副委員長	益子丈弘
委員	堤正明	委員	室井孝幸
委員	齊藤誠之	委員	平山武
委員	松田寛人	委員	眞壁俊郎

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

市民生活部長	磯真	生活課長 兼消費生活センター所長	鈴木正宏
生活課長補佐 兼交通対策係長	佐々木玲男奈	くらし安全 安心係長	辰田英子
建設部長	富山芳男	都市計画課長	鈴木隆行
都市計画課 長補佐	江面史彦	都市計画係長	福島寛
開発指導係長	星野卓央	道路課長	高野茂
道路課長補佐 兼河川係長	岩波秀典	管理係長	大島尚恭
維持係長	室井貴彦	建設係長	岩本和也
用地係長	浦田謙一	農業委員会 事務局長	相馬勇
局長補佐 兼農政係長	戸山みどり	農地係長	佐藤博之

出席議会事務局職員

議事調査係長	長岡栄治	書記	室井理恵
--------	------	----	------

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

〔市民生活部〕

- ・市民生活部長挨拶

〔生活課〕

- ・議案第50号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正について

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

- ・議案第51号 那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

〔道路課〕

- ・議案第52号 市道路線の認定について

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第53号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第53号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○田村委員長 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会は今日1日のみの審査となります。円滑かつ活発な充実した委員会審査となるよう御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから、6月定例会議の建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、次第のとおりとします。

今定例会議におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件2件、市道路線の認定案件1件の合計3件であります。

予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査する案件は、補正予算案件1件であります。

予算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

◎市民生活部の審査

○田村委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

まずは、市民生活部から順次審査を進めてまいります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○磯市民生活部長 （挨拶。）

○田村委員長 ありがとうございます。

◎生活課の審査

○田村委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。

生活課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第50号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。生活課長。

○鈴木生活課長 （議案第50号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
堤委員。

○堤委員 この自転車の条例の改正は、栃木県条例に合わせたということをお聞きしましたけれども、今まで加入するよう努めなければならないということが加入しなければならないということと変わっておりますが、これは別の見方をすると任意保険であったのが強制保険になったということとよろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 任意保険から強制保険にということではなくて、あくまでも努力義務だったものを義務化という形になったということと理解しております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないということに規定されていますので、この自転車利用者というのは、これから利用する方ということではなくて、今までの自転車を持っている方も含めて自転車利用者全員がこれに適用されるということによろしいでしょうか。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 はい、そのとおりでございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そうしますと、結構保険というのは当然有料ですから、この保険に入る金額はどれぐらいのものになるかお教えいただきたいんですが。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 そうですね、保険の賠償額にもよるかと思いますが、数百円のものから数千円という形になっておりまして、私も加入するときには年間数千円という形のものを選択しているところもございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 それで、加入される方は、自転車利用者ということなんですけれども、当然子供さんに関しては保護者が負担をします。事業者は事業者で負担するというケースかと思うんですけれども、特に保護者負担といいますかね、子どもさんが利用される場合で、保護者が負担する場合、個々個人で負担していくというのが前提でしょうかね。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 はい、そうですね、保護者の皆様にお子様のほうは監護していただくという形になりますので、もしくはお父様、お母様が入られている自動車保険なんかも附带的についているところもございますので、そういったものをいろいろ調べながら御加入のほうは進めていただければと思っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 子供さんは小学校、中学校、自転車通学に利用されている方が結構おられると思うんですけども、個々で負担する金額よりも、何かこういう制度があるかどうか分からないんですが、例えば団体で通学の保険とか、そういうような格好で団体保険としてやれば、もう少し安くなるのかなという気はするんで、そういうことは考えておられませんですかね。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 はい、現在のところはお1人お一方に加入をということで考えております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 そうしたら、自転車利用者が全員が加入するという事なんですけれども、加入しない場合はどのような、罰則があるとは思えないんですけれども、どのような事態を想定されているかお聞きしたいんですが。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今、議員おっしゃったとおりで、罰則規定は特にございませんので、あくまでも加入を求めていくということが続けていくかなというふうには思っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 適用が7月1日からということなんですけれども、もう既に今6月の中旬になっていますので、これが本当に7月1日から加入を適用して、きちっとその制度が守れるかというのがちょっと懸念材料なんですけれども、今の加入率なんか分かれば教えていただきたいです。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 民間の調べになりまして、那須塩原市というわけではなくて、全国レベルのものになります、そちらでお答えさせていただきたいと思っております。

2021年度という形になりますが、全国の加入率ですと62.6%、栃木県になりますと49.8%というデータが残っております。

以上でございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 最後に、この加入促進に向けた広報ですよ、周知。市民への周知と、それからあと、周知に併せて何かこれから加入促進に当たって支援策があるかどうかお聞きしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 今議会で議決をいただきました、当然市のホームページ、またみるメール等で周知を図っていきたいと思っておりますし、また交通安全の店頭啓発ですとか、いろいろな機会を捉えまして警察などと連携を図りながら進めていきたいと思っております。

具体的な支援策ということにつきましては、今のところは検討しておりませんが、そういった周知をより丁寧にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 それでは、新旧対照表のほうなんですが、第8条ですね、事業者の責務ということで、事業者という定義と、次の第10条ですね、小売業者、事業者というくくりはどこまでを含めているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 あくまでも事業者といいますと、一般的に各企業さん、業者さんというふうを考えておりまして、こちらで従業員などを雇用しているというような形で認識をしております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 確認なんですけれども、小売業者とか自転車のレンタル業者、貸出業者というのを特出

している理由というものについて改めてお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 改めまして、そういったところで自転車をなりわいとして一般の市民の方に提供するというところで、より明確に責務等々内訳を出しておいたほうがより分かりやすいかなというところで、そちらは別立てといいますか、そういった形で条立てを別にした形にしております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、文言なんですけど、第2条の定義の10号ですか、(10)ですね、自転車損害賠償責任保険等という文言に今回、現行から変更されているんですけど、これは県に合わせたということになるんですけども、もともとの損害賠償保険等の説明に関しては、自転車が関係する交通事故により生じた損害、受けた場合の保険に入りましようみたいなイメージで表記されております。今回の改正案は、自転車の利用によって人の生命または身体が害された場合におけるという、両方かかっているように感じるんですけども、ここの文言の修正を加えたところについて改めて説明をしていただきたいと思っております。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 はい、今、議員おっしゃったとおりで、県の条例に合わせまして、今回もより分かりやすくというところで定義を合わせたいというところもありましたし、より分かりやすく、中身ですので、自転車によってどういうことが生じた場合というところを明確にしておきたいと思っております。このような形で文言の定義をさせていただいてところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この言葉に変えたときに、そのほかの条例にも実は自転車損害賠償保険等というものが

条例を見ても6条の6号、7条の2号、14条の2号にあるんですが、それがここには書かれていないんですけれども、その併記の修正は行わないのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 議員、申し訳ございません、もう一度、よろしいでしょうか、指定の条文をお願いします。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 現行の市のほうの令和2年3月26日のやつをちょっと見ているんですけども、そこにある、第6条の6号の自転車利用の責務のところにも、自転車利用者は自転車損害賠償保険等という形で、ここに責任が入っていないんですよ。第7条の2項にも、入っていないのか、今入っていないわけなんですけれども、この修正を加えていくのに当たって、10号の文言だけを直すのか、そのほかの条に使われている自転車保険のこの賠償責任保険等の責任をつけるのかどうか。聞き方が悪かったですかね。そこをどうするかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 ありがとうございます。ただいまの御質問ですが、6条の第6項になるかと思うんですが、そちらにつきましても、今回の改正の中で加入に努めなければならないとなっていたところを6項の中でより丁寧に改めて修正はしておりますので、字句の、議員御指摘のとおり形で修正はさせていただいているところでございます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。齊藤委員も先ほどあったところの項目なんですけど、これは現行の中で10条でまとめてあったものをより細分化して、役割を分担、保護者ですとか事業者、小

売業者も含めてなんですけど、この役割分担をはっきりさせたということで、そういった認識で間違いないかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 ありがとうございます。今回の改正を経まして、先ほども御説明させていただきましたが、よりそれぞれの立場での責務というものを明確にしていきたいというところがありまして、このような形で条文改正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 益子副委員長。

○益子副委員長 そうしますと、それが細分化したことによって、どのような効果を市としては期待しているのかお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 繰り返しとなりますが、それぞれのお立場でこの条例につきまして保険の加入の義務化ですとか、その他の整備点検等々もろもろありますが、そういったものにつきまして、より自覚を持って、より安全な自転車の利用の促進に努めていただければというところを期待しているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 そのほかに。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほどは失礼いたしました。

周知については堤議員がおっしゃっていたと思うんですけども、この条例にはないんですけども、先ほど言われたとおり、子供たちに関すれば学校が一番ということで、ここの中にはその責務の条項は上がってませんよね。学校からの案内、市民直接周知型でやってもいいんですけども、ホームページと回覧板だけでは周知が足りないということと、子供たちには実際危険が伴うと

ということがありまして、学校側に対してのアプローチをどういうふうにしていくのか教えていただきたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらのまずは県の条例の改正に当たりまして、県のほうからも県教委、市からは市教委を通じまして、一度県立の高校さんですとか、あと市内の小中学校さんには一度市の教委を通じまして御連絡をさしあげているところがございますので、また今後引き続き我々としましても条例改正に当たりまして周知のほうを学校様との連携を図りながら進めていきたいとは思っております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

室井委員。

○室井委員 先ほどは失礼しました。

先ほどの堤議員の質問に関してなんですが、ほかの議員の皆様方からも意見を頂戴できればと思うんですが、いかがでしょうか。

○田村委員長 どの部分に対してでしょうか。

○室井委員 失礼しました。個人的にはなくて、学校単位とか団体でということなんです。今のところは個人的なというような答弁はいただきましたけれども、そういった何か全体で入れるものができれば那須塩原市独自のという形になるかとは思いますが、そういったところを皆様方にお聞かせいただければと思います。

○田村委員長 個人で加入するのではなく、団体で加入するような仕組みを設けたらどうかというようなことに対して、ほかの委員の御意見があれば

お伺いをいたします。

ないですか。

堤委員。

○堤委員 基本的にはやっぱり学校の教育費の負担というのは結構大きなものが今あると思うんで、その中でさらに通学している方が自転車の保険にさらに入っていない人も全部入れよということなんだけれども、通学以外も当然自転車の利用があるかと思しますので、そういう家庭の費用負担がこれから増えるんじゃないかと思うんですけれども、その費用を何か団体にすれば安く上がるよとか、あるいは個人が負担した場合でも、市独自の政策で何か支援ができればいいのかなというふうに私は感じているところなんですけれども、多分室井さんはそういうところでほかの委員の意見も聞きたいということじゃないかというふうに思うんです。

○田村委員長 意見おありの方はいらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 条例にどう反映させるかというところが討議されなければならないと思っております。ただ単に手法的な問題、努力義務としてやっていたものが義務化ですよという条例の修正に関して、団体であるところに補助を出しましょうという条項になりますと、または条項修正とかが出てきますので、それを明らかに先の市の政策として考えていくべきだと思いますので、この中で言う自転車利用の促進に関するこの条例の一部修正については、その部分の討議はそぐわないのかなと思うのが正直な意見です。

○田村委員長 ほかに御意見はございますか。

[発言する人なし]

室井委員、よろしいでしょうか。

○室井委員 はい、大丈夫です。

○田村委員長 ほかに討議すべき内容はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ほかに討議すべき内容がないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第50号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎建設部の審査

○田村委員長 続いて、建設部の審査に入ります。初めに、建設部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○富山建設部長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

◇

◎都市計画課の審査

○田村委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。

道路課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第51号 那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

都市計画課長。

○鈴木都市計画課長 (議案第51号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、もう一度第1条の用途及び高さを削るのころの説明を詳しくお聞きした

いんですけれども。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 それでは、第1条の欄を詳しくということでございますけれども、現行の第1条では、建築物の用途及び高さ、この2つの部分を記載したわけですが、今回プラス壁面の位置ということで、プラスしてここに追加することも可能なんですけれども、今後例えば面積という部分が増えたときには、また追加するのかわという部分もありますので、今回は建築物に関する制限ということで、制限の部分につきましては十分取れますので、それで今回この2つを取って、壁面の位置という部分を追加したということです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ぱっと見なんですけれども、高さ制限撤廃したんだと勘違いしてしまうんじゃないかと思っただけなんですけれども、その辺は懸念的には話し合わなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 高さ制限につきましては、もともと建築協定で20mという部分で設定しているわけなんですけれども、その辺の懸念的な話というのはございませんでした。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 なかなか条例を見る人はいないとは思いますが、別表に移らないと、この削った意味が分からないというところもありますので、その辺はちょっと懸念して聞かせていただきました。

先ほど事業者のほうから用途を変えてくれということで準工になるという話だったんですけども、その準工において、この条例で定めるものはちょっとずれてしまうかもしれないんですけども、その準工にする意味での、一番指定的に準

工業地域って何でもできてしまうとは思いますが、その辺の縛りはちゃんと話し合われてからそういう話になったのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 準工にした理由としましては、商業地域と同じように、ある程度制限というのが緩くなるということでさせていただきまして、それももちろん相談の上、やらせていただいたところなんですけれども、今回、店舗等につきましては、準工の場合1万㎡以上を超えるものも十分建築できますので、あと、それ以外にもいろいろ住宅とか、あとマージャン店とか、そういったものも建築できるようになっていますので、今回地区計画でそちらはできないようにということで指定したところです。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、今最後に言ってくれたとおり、ある程度の規制は設けた上での確認ということでよろしいですか。もう一度確認です。

○田村委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 そうです。今回、無秩序な開発が行われなとか、そういった良好な環境とか、そういった部分も含めまして、建物とか、そういった分を一部規制させていただいております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第51号 那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市計画課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時53分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎道路課の審査

○田村委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。

道路課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第52号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。道路課長。

○高野道路課長 (議案第52号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 市道の認定ということで上がってきたんですけれども、これは毎回お聞きしているとおり、県から、国から移管するときに、ある一定の修繕等々を加味した状態で受け取るという話を聞いています。今の段階で認定を先にしてしまっても大丈夫なのかをお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 今の段階では認定をいたしまして、今後ちょっと本格的に県のほうと協議をしていくということになっております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 確認なんですけれども、市道の認定として市としては認定をしたので、じゃ、この間言っていた協議を進めていきましょうということで、認定が先だという解釈でよろしいのかをお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 認定が先ということで協議のほうはしております。我々もそういった認識はしております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。この認定

を含めまして2,911路線ということで今御説明あったところなんです、このS354ですね、こちらの県なり国のほうからある一定の作業などを移管されると思うんですが、年間どのぐらいの維持費がかかるものなのかをお伺いいたします。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 今のところ、県のほうからお聞きしている維持管理費用ですかね、実際は簡易的な維持補修に関するものですね。道路の路面の補修とか、そういったものについては500万円ほどかかっているというふうなことで聞いております。

そのほか維持管理といたしますと、やっぱり冬場の除雪なんかが大きく関わってくるんだらうなと思ってるんですけども、こちらについては除雪のほうは今のところ400万円と、これまでの県の実績ですけれども、そんなふう聞いております。ただ、それがそっくり市にかかるのかというと、ちょっとまだ冬場の開放とか、その辺が定まっておきませんので、ちょっとその辺を加味して決定する必要があるのかなというふうに思っております。

そのほか、そういったことで道路施設というのはかなり広範囲にわたるものですので、道路以外にも道路の落石防護柵とか、ブロック積みとか、そういったものもございますので、また橋梁とかトンネルなんていうのもございますので、そういったところは法的にも定期点検、修繕なんかが道路法でも求められておりますので、毎年かかるということではないんですけども、そういったことで、そういったメンテに関する費用なんかも発生してくるものと。これについては今現在、幾らというのは申し上げられないんですけども、そういった費用もかかってくるというふうに見込んでおります。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 ただいま各個別の経費など細かく説明いただきました。そうしますと、冬場の除雪など400万円ぐらいかなというお話と、メンテナンスの部分ですね、今お話あったとおりなんですが、それぞれ国もしくは県なりとも今後ともそういった細かい個別のことは協議していくというような認識でよろしいのでしょうか。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 その辺については、やはり今現在の機能を保っていくというのが、そして我々が引き受けるというのが大原則だと思っておりますので、必要な措置は求めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 今県と協議中ということで、協議はまったら引渡しができるという認識だと思うんですけども、その協議の内容といたしますか、現実には今のこのS354号線、ここがどういう今問題を抱えているかという今の現場の調査といたしますか、その認識といたしますか、そこら辺はどういうふうと考えておりますか。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 そうですね、やっぱりちょっと繰り返しになりますけれども、また道路のやっぱり修繕関係と、あと周囲の道路施設の今の状態、例えば落石防護柵が機能を果たしているのかどうかということもありますし、先ほど言った橋梁とかトンネルなんかもございますので、そういったところの現段階での適正な範囲というのをやっぱり我々もちょっと今後現場での立会いなんかをしまして、ここの部分が修繕が必要だとか、そんなことは具体的にこれからちょっと詰めていくとい

うような段階でございます。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 維持管理費は大体年間500万ぐらいという県のお話だとそういう想定をされておられると思うんですけども、この維持管理費の予算的な手当はもう既に終わっているのか、あるいは県から引渡しがあった後に何か補正予算でやるのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 今現段階での予定では、県のほうでは今年度を目途に引き渡したいというような意向ではあるんですけども、なかなかちょっと課題もあるものですから、ちょっとその辺は協議の上なんですけれども、今現在では予算の措置はしておりませんので、ちょっとこれから来年度の当初予算に向けて、そのあたりを算定して要求が必要かなというふうに思っております。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 当然引き渡して市道ということで運用されているということなんですけれども、市道を単に維持管理することだけなのか、あるいは利活用まで考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 そうですね、当然今後の利活用というような話もなるかと思うんですが、ただ、今の段階では、我々道路管理者としては、先ほど来申しているとおりに、適正な形でもって引き受けるというところに注視してやっておりますので、その後のグレードアップとか、例えば遊歩道にしていきたいとかいうのは当然観光的な要素もありますので、全庁的な共有を図った上で一応検討が必要かなというふうには思っております。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第52号 市道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 議案第53号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高野道路課長 (議案第53号について説明。)

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 説明で今ありましたとおり、1,000万合わせて組み替えて減額ということなんですけれども、この影響による道路の改良工事あるいは新築の工事の進捗に影響はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 進捗に影響はということでございますけれども、影響はもちろんなくはないと思います。当然予定していた事業ができなくなるわけですから、今回、ちょっと用地のほうの組替えというか、内示額に伴ってちょっと用地の部分を縮小させたというところがございしますが、工事のハード面の進捗には直接の影響はないものというふうに思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 影響がないということなんですけれども、まず大前提として、この社会資本整備総合交付金と防災安全交付金の事業費の国のこの補助率自体は同じなのかどうかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 補助率についてはちょっと異なりますね。社会資本整備総合交付金が10分の5、防災安全交付金というのが10分の5.5ということでございます。

ただ、現実的には、こういった補助金の率ではあるんですけれども、ただ、毎年毎年の交付率というのはやっぱり若干異なってきますので、それらを加味して要求なんかをしていくというようなところでございます。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど課長のほうからは、そんなに進捗に影響はないということなんですけれども、1,000万円も減ると、工事がまた何年も何年もかかっていくんじゃないのかなと思うんですけれども、やっぱり5.5とか10分の5の補助金の魅力を待ち続けて、道路の進捗を何十年もかけるのか、あるいはこういったものを借金はしたくないんでしょうけれども、道路を終わらせないと、湯街道とか何年も何年もずっと出ているんですけれども、一体何年計画でいつ終わるんだみたいな感じなので、そういった進捗状況に関してはあくまで財政課サイドもあると思うんですけれども、交付金頼みで進めていくという考えでいいのかお伺いしたいと思います。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 現実的にはやっぱり交付金頼みかなというふうに思っております。ちょっと先ほど交付率の話をしたんですが、今回につきましてはかなりいいですね。90%程度は要求した額に対して9割はつくというようなところ、その前の年までは60%ぐらいだったんですが、そういったちょっと感覚もありまして、影響はないというように申し上げたんですが、そういった今あって、予定したどおりのほぼそれに近いやつを進捗は図れるものというふうに思っております。

○田村委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 交付率が9割ということで、かなりお金的にはうれしいんですけれども、先ほど言ったとおり、道路の進捗は進まないという、どっちを取るかで私は聞かせてもらったんですけれども、両方考えて、もう何年も何年も担当者が入れ替わって、毎回防災交付金と社会資本の整備金で補助率待ってますみたいな話になると、完成のめどをつけておいてやっていくのも、毎回言っていると

おりに市民が使う道路の整備でしょうから、例えば物件の移転交渉とかで止まっているなら、別にそういうのは削除されてもいいのかなとは思いますが、できれば、ばあっと進められるところに結局お金が足りなくて、できそうなところが止まったとなってしまうと、内示額で9割もらっても進捗が1km少なかったら、極端な話ですけども、それじゃ結局もったいないんじゃないかなとも思うので、両方精査して進めてもらえればというところを鑑みて、1つお聞きしたいんですけども、この工事請負費の中で新南、下中野の舗装が削られてしまっていて、こちらの防災安全のほうには載ってないんですけども、これはやらないという事でいいのか確認させてください。

○田村委員長 課長。

○高野道路課長 これについては、事業費の精査をしたところで、今回300万ほど減額になっているんですが、ちょっと別な事業に振り替えたということであって、東関根地内のちょっと舗装なんですけれども、そこについては若干やっぱ延長は縮まるんですけども、それほど影響はないのかなというふうには思っています。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第53号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎農業委員会事務局の審査

○田村委員長 初めに、農業委員会事務局長から御挨拶をお願いいたします。

○相馬農業委員会事務局長 (挨拶。)

○田村委員長 ありがとうございます。

ただいまから農業委員会事務局の審査に入ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。

農業委員会事務局については、建設経済常任委

員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◇

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○田村委員長 それでは、議案第53号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

事務局長。

○相馬農業委員会事務局長（議案第53号について説明。）

○田村委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

益子副委員長。

○益子副委員長 御説明いただきました。歳出の部分で伺ってまいりたいと思います。

4ページでございます。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費の部分の先ほど農業委員会運営費の部分1001事業について、局長のほうからタブレットの説明がありましたが、24台ということで御説明ありました。最適化推進委員の歳入の部分で、こちらを充当するというでございましたが、最適化推進委員は冒頭、御挨拶の中にもあったとおり44名いらっしゃると思います。農業委員が20名ということで、タブレット端末にすると64台必要かと思うんですが、これを24台にした経緯と内容をお伺いいたします。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 まず、国のタブレットの交付の基準が最適化推進委員の2分の1という

ことで、44名ですので22台ですね。あと農業委員会に2台ということでございますので、24台になっております。

基本は推進委員さんの半分ということになるんですけども、2人で1台ということになるんですけども、そうすると、なかなか地域的にも難しいので、まだこれから農業委員会の委員さんと最適化の推進委員さんと相談をしていくんですけども、ある程度の地区が決まっております、それがおおむね20地区なんですね。ですので、その中で例えば1週目はどの委員さん、2週目はどの委員さんというような形で、あるいは農家の方と相談があった場合に持ち出すとかですね、そういうような形で調整をしながら当面使っていこうかなと思っております。

国からも、上からも単独で買う場合にはこういう金額で出せますよという案内も来ているんですが、やはり全国的な取組ですので、例えば必要になってくれば、国が予算をつけて購入を促すということもこれからあるかなと思いますので、そういう方向性も見ながら、できればそういうタイミングで増やしていければなと思っております。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○益子副委員長 詳細に御説明いただきました。詳細な内容で、今後も随時検討していく。増加していくなり、増やしていくことは検討していくというようなものかと思うんですが、最適化推進委員さんが半分ということで22名分ということだったんですが、農業委員会さんと合わせて地区割りの運用を考えているというお話でございましたが、例えば農業委員さんと最適化推進委員になりますと、現地調査があらうかと思うんですが、それらにも活用する際に、この地区割の部分で、運営の部分で支障がないのか、その点をちょっと伺い

たいんですが、よろしく願いいたします。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 今までもタブレットは無く、現地で相談事もしていますので、それぞれものは支障ないかと思うんですが、これからのタブレットは航空写真の画像も映りますし、農地台帳のここが農地だということのレイヤーもあって見られますので、具体的に現地の中で相談はできます。ですので、できれば相談事を現地でやる場合は日にちがずれるのが一番いいかなと思って、その地区の中ですね。活用していただきたいと思えますし、もし重複してしまう場合には、片方はタブレットなくというふうになりますけれども、あとはもっと離れた隣の地区ですね、その日はタブレット空いているとあれば、融通も利くかと思えますので、上手に使いながら、できるだけタブレットを使って、事細かに相談事をしていければと思っておりますので、そのような考えでありますので、これから具体的には詰めていきたいと思えます。

○田村委員長 そのほか質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 タブレット端末といってもなかなか使い方の問題で、しっかり多少習熟しないと費用対効果といえますか、効果が表れないかと思えますので、その辺の何か習熟方法あるいは研修とか、そういうことについてどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 議員おっしゃるとおり、これを上手に使っていかなくてはならないんですけども、一応今の予定ですと6月の下旬あるいは7月から全国なんですけれども、随時発送しているということになってまいります。届きましてから農業委員会の委員さん、あとは推進委員さん

の代表とも相談をしながら、できれば早い段階で操作の研修会をしたいと思っております。あとは使い慣れて、上手に使っている委員がいれば、またその人を主としながら勉強会もしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○田村委員長 堤委員。

○堤委員 具体的な効果をちょっとお聞きしたいんですけども、例えばタブレットを導入して、何か紙が削減されるとか、何か具体的なものがあるんでしょうか。

○田村委員長 局長。

○相馬農業委員会事務局長 農業委員会、ただいま取り組んでおります人・農地プランにつきましては、農業経営者、あと農業の後継者ですね、もう一つは耕作者と耕作の後継者、これを各農地ごとに全て落とし込んでいくと、そういう作業があります。こういうことで、例えば耕作放棄地も減らしていきますし、これから先の農地も良好に耕作していくというのを決めていきます。その後、耕作者がばらばらになっているのをできるだけ集約をしてくと。あと、その先には、それでは、もっと効率よくするためには圃場整備をやっていきましょうということになってきます。この人・農地プランの中でそういう細かな地図をつくっていくんですけども、目標地図をつくっていくんですが、そのためにこのタブレットで各耕作放棄地に色分けをして、一目で分かるようにしていくと。どのように集約をしていったら効率的か。もっと先に圃場整備をして、もっと効率的にするのか、そういうのをしていくために使うということで、これは国から全自治体に下りておりますので、そのような形ではいろんなシミュレーションをして、いろいろ色分けをして、またそれはクリアして、また使えるということになりますので、活用がで

きればかなりよくなってくるのかと思っております。

以上です。

○田村委員長 そのほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第53号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農業委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○田村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

以上で今定例会議における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるよう、お願いいたします。

—————◇—————

◎その他

○田村委員長 その他として委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○田村委員長 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○田村委員長 これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時46分